

# 新城工場 CSRレポート

**新城工場** 事業内容： 乗用車用タイヤ製造  
 敷地面積： 221,000m<sup>2</sup>  
 従業員数： 971人(2011年3月末現在)  
 所在地： 〒441-1343 愛知県新城市野田字古屋敷1番地

**新城南工場** 事業内容： 乗用車用タイヤ製造  
 敷地面積： 88,300m<sup>2</sup>  
 従業員数： 382人(2011年3月末現在)  
 所在地： 〒441-1338 愛知県新城市一鍛田字大入10番24号

相談・苦情などの受付窓口：  
 業務課 TEL：0536-22-2251 FAX：0536-23-0353



## 工場長挨拶



野呂 政樹

新城工場は「トップレベルの環境貢献企業」を目指す横浜ゴムの中核工場として、環境に配慮した工場運営に努めています。当工場では環境貢献商品である低燃費タイヤのBluEarthなどを生産する一方、千年の杜活動において工場周囲に自ら育てた苗木を植樹すると共に、地域の要請により約1万本の苗木提供や植樹指導をして、地域の方々と環境を保全する活動を行っております。また、昨年の冬から工場敷地内に自らの手でビオトープを作り、生物多様性の取り組みもスタートさせたところです。工場が所在する新城市とも環境保全協定を結び、工場排水の水質検査、騒音測定などを実施し、地域の一員として生活環境に配慮してお

ります。2011年5月には、新たに防災協力事業所に登録し、万一大きな災害が発生した時には避難所を開設し、人的協力や工場施設の提供をすることになりました。これからも、地域社会の一員として、地域に貢献していく所存です。

また、近隣の小・中・高校生の皆さんなどに、広く工場を公開し、さらに、地域の区長の方々と懇談会を通じて、工場の取り組みを紹介したり、さまざまな意見をいただくことで、地域に根ざした工場運営を行っております。



## 環境経営の推進

### 環境マネジメント

2011年3月8日から11日の4日間、ISO14001更新審査を受審。2014年5月27日まで更新する予定です。また、2011年1月11日から27日の9日間で、ISO14001内部監査を50人の内部審査員により実施しました。

## 環境方針

新城工場は、「トップレベルの環境貢献企業」を目指す  
 横浜ゴム株式会社の中核工場として、その先駆けとなります。

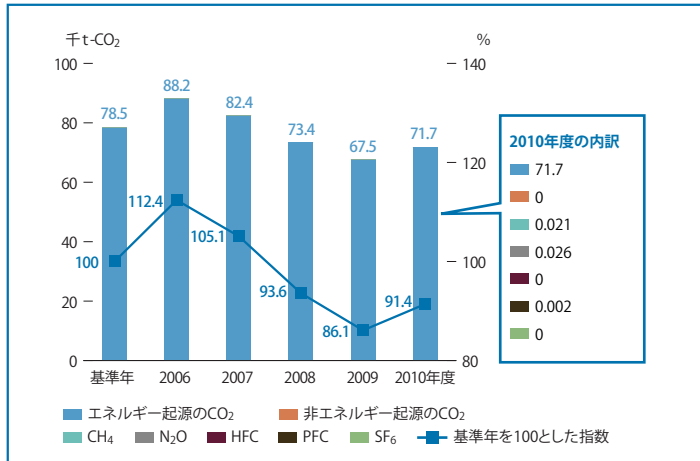
- (1) 心と技術をこめたモノづくりにより、幸せと豊かさに貢献し、自らの意志として「環境公害の予防」と「環境を保全する改善」を継続的に企画し、実践します。
- (2) 環境経営の持続的向上を実現するため、新城工場を構成するすべての部門・関連企業において、自ら定めた環境マネジメントシステムに従い、仕組みを作り、維持し、より向上する事を目指します。
- (3) 関連する法令及び同意した協定・契約等を遵守し、環境保全に取り組みます。
- (4) エネルギー・原材料・水等の限りある地球資源を守るため、そのムダ使いを防止する行動を実践し、3R(\*)を推進し、低炭素社会・省資源社会の実現に貢献します。
- (5) 本方針を具現化するため、環境目的・目標を設定し、計画的に実行し、活動の見える化により確実な前進をします。また、方針・目的・目標は定期的に見直すとともに、必要に応じて改定します。
- (6) 水豊かな豊川水系にある新城地区の生き物を大切に、生物多様性の保全に努めます。
- (7) 《山の湊》新城市の恵まれた自然と、調和・融合し、「YOKOHAMA千年の杜」活動を通じ、苗木の提供と植樹指導により、地域貢献と自然と人の共生を目指します。
- (8) 新城工場で働く全ての人が、本方針を理解し行動できるよう教育と啓発を行い周知徹底します。
- (9) 本方針は公開します。

\*Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生使用

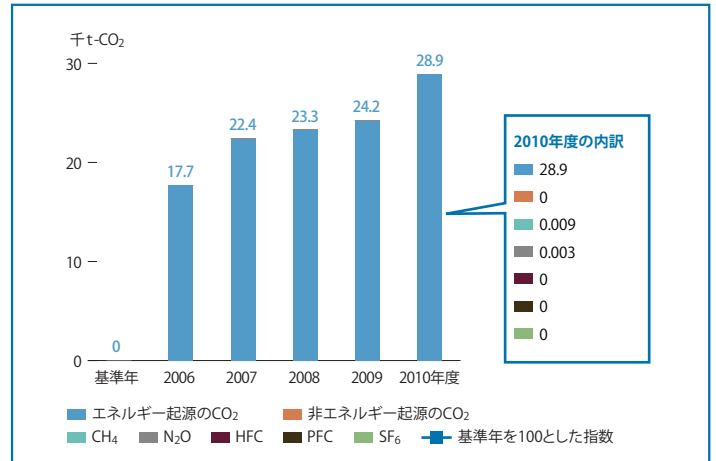
環境データ&解説

■温室効果ガス排出量の削減

新城工場



新城南工場

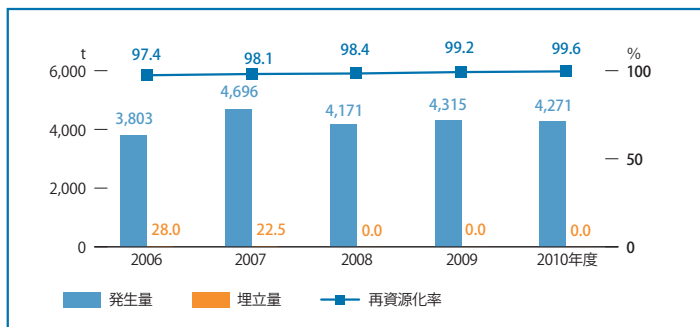


※基準年：1990年を原則としていますが、京都議定書に準じてHFC、PFC、SF<sub>6</sub>は1995年としています。  
 ※温室効果ガス(GHG)の算定方法：環境省・経済産業省発行の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠しています。  
 なお、2009年度の電力購入からのGHG算定は、環境大臣公表の契約電力会社別実排出係数を使用しています。

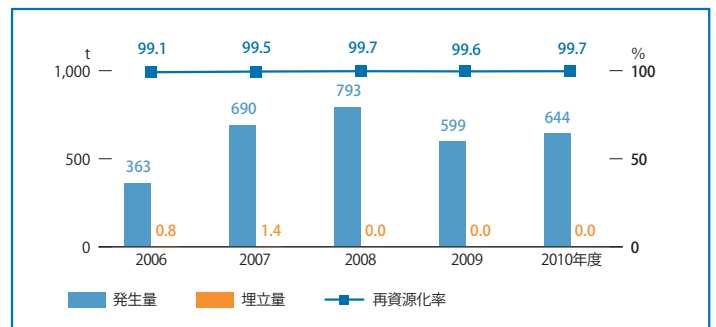
■資源の有効活用／廃棄物の削減

・廃棄物データ

新城工場



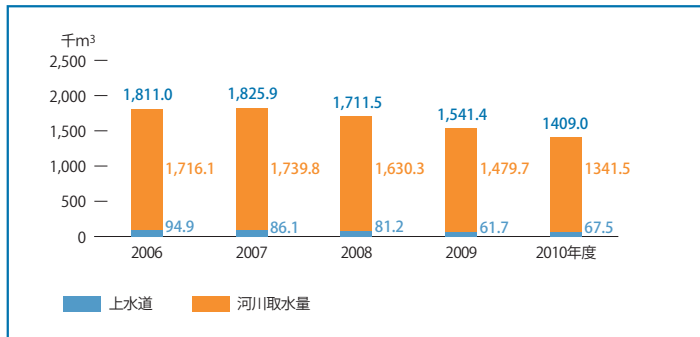
新城南工場



・水使用量

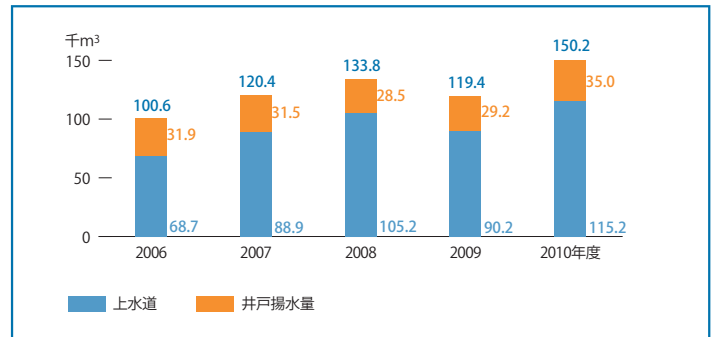
新城工場：上水道および豊川と豊川支流野田川より工業用水として取水しています。

新城工場



新城南工場：上水道および井戸水を工場用水として取水しています。

新城南工場



## ■水・大気・土壌への排出対策

### ・水質汚濁にかかわるデータ

新城工場：月2回20項目を愛知県、新城市の条例・協定に基づき、自主規制値以内で監視しています。

#### 新城工場

排水口	項目	規制値	自主管理値	2010年度実績		
				平均値	最大値	最小値
No.1排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.36	7.5	7.0
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.33	4.4	0.5未満
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	3.1	4.0	2.5
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.29	4.0	1未満
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
No.2排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.5	7.7	7.0
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.5	5.5	1.1
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.8	4.1	1.9
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	1.2	3.0	1未満
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満

※公害防止協定、愛知県条例に準拠

### ・排水先

新城工場：月2回の水質検査と油水分離槽の24時間監視のもと、豊川支流野田川に排水しています。

新城南工場：月1回の水質検査と油水分離槽の24時間監視のもと、豊川支流黒田川に排水しています。

新城南工場：月1回20項目を愛知県、新城市の条例・協定に基づき、自主規制値以内で監視しています。

#### 新城南工場

排水口	項目	規制値	自主管理値	2010年度実績		
				平均値	最大値	最小値
No.1排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.6	7.8	7.4
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	4.2	6.0	2.7
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	5.4	8.3	3.6
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	1.4	4.0	1未満
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
No.2排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.7	8.0	7.3
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	4.2	6.0	2.3
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	5.0	6.4	3.8
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	1.6	2.0	1.0
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満

※公害防止協定、愛知県条例に準拠

	排水口	排水先
新城工場	No.1排水, No.2排水	野田川
新城南工場	No.1排水, No.2排水	黒田川

### ・大気汚染物質 (NOx、SOx)

項目	NOx排出量(mg/Nm <sup>3</sup> )	SOx排出量(mg/Nm <sup>3</sup> )
新城工場	33	—
新城南工場	8.5	4.4

#### 新城工場

施設名称	項目	規制値	自主管理値	2010年度実績		
				平均値	最大値	最小値
1号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	0	0	0.02未満	0.001未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	130	100	67	70	64
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1	0	0.001未満	0.001未満
2号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	0	0	0.02未満	0.001未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	130	100	70	75	65
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1	0	0.001未満	0.001未満
コージェネレーション	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	0	0	0.3未満	0.1未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	100	80	64.6	75	50
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.05	0.05	0	0.005未満	0.003未満
温水ボイラーA	窒素酸化物濃度 (ppm)	150	120	46	55	37
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1	0	0.004未満	0.004未満
温水ボイラーB	窒素酸化物濃度 (ppm)	150	120	40.5	54	27
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.1	0.1	0	0.004未満	0.004未満
ディッピングマシン	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.001	0.002	0.003未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	250	150	19.25	32	12
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.1	0.0158	0.023	0.007

※大気汚染防止法、愛知県条例、新城市公害防止協定に準拠

#### 新城南工場

施設名称	項目	規制値	自主管理値	2010年度実績		
				平均値	最大値	最小値
1号高压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.011	0.011	0.01
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	82.5	88	77
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.004	0.007	0.001
2号高压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.013	0.015	0.01
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	84.5	88	81
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.004	0.006	0.001
3号高压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.052	0.064	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	81.5	83	80
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.0075	0.013	0.002
4号高压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.0415	0.043	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	80	80	80
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.003	0.005	0.001
5号高压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.0495	0.059	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	81	81	81
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.0045	0.006	0.003
6号高压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.053	0.066	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	82	85	79
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.003	0.005	0.001未満
1号低压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.01	0.017	0.01未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	86	91	81
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.005	0.008	0.001
2号低压ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.0115	0.013	0.01未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	87.5	92	83
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.1	0.0045	0.008	0.001
4t 1号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.071	0.072	0.07
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	105	110	100
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.3	0.1	0.0025	0.002	0.003
4t 2号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.0875	0.095	0.08
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	110	110	110
	ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.3	0.1	0.0025	0.004	0.001

※大気汚染防止法、新城市公害防止協定に準拠、新城市との環境保全協定

### ・土壌汚染

新城工場：毎年7月と1月の2回地下水を27項目調査し、土壌汚染の有無を確認しています。

化学物質の管理状況についての報告 (PRTR法への対応)

対象物質を6月に愛知県に報告しています。また、使用量の削減と代替品に転換できないかを常に検討しています。

新城工場				安全性影響度評価 IV-2 (単位t/年)				
政令番号	対象化学物質	取引量 ※1	排出量 ※2	移動量 ※3	有害性ランク (人)	換算排出量 (人)	有害性ランク (生態系)	換算排出量 (生態系)
80	キシレン	0.92	0.920	0.000	C	9.2	C	0.0
86	クレゾール	10.72	0.000	0.032	B	0.0	C	0.3
132	コバルト及びその化合物	21.23	0.000	0.360	A	0.0	記載なし	0.4
154	シクロヘキシルアミン	0.15	0.150	0.000	B	15.0	記載なし	0.0
155	N-(シクロヘキシルテオ)フタルイミド	81.62	0.000	0.342	D	0.0	B	34.2
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	53.28	0.000	0.162	D	0.0	B	16.2
205	1,3-ジフェニルグアニジン	101.36	0.000	0.386	A	0.0	C	3.9
230	N-(1,3-ジメチルピリル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン	1,371.56	0.000	5.791	D	0.0	B	579.1
258	ヘキサメチレンテトラミン	53.91	0.000	0.291	記載なし	0.0	記載なし	0.3
333	ヒドラジン	0.75	0.750	0.000	A	750.0	B	0.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	252.23	0.000	0.907	B	0.0	A	906.5
411	ホルムアルデヒド	16.38	0.000	0.000	A	0.0	C	0.0
438	メチルナフタレン	1.10	0.150	0.000	A	150.1	C	0.0
総合計		1,965.21	1.970	8.272		924.307		1,540.936

1: 取引量は1t以上を記載(ダイオキシン類を除く)ただし、ベンゼン等の特定第1種指定化学物質は0.5t以上を記載  
 2: 排出量=大気+公共用水域+土壌  
 3: 移動量=廃棄物+公共下水道

新城南工場				安全性影響度評価 V-3 (単位t/年)				
政令番号	対象化学物質	取引量 ※1	排出量 ※2	移動量 ※3	有害性ランク (人)	換算排出量 (人)	有害性ランク (生態系)	換算排出量 (生態系)
86	クレゾール	5.772	0.000	0.058	B	0.0	C	0.6
132	コバルト及びその化合物	18.269	0.000	0.044	A	0.0	記載なし	0.0
155	N-(シクロヘキシルテオ)フタルイミド	27.479	0.000	0.053	D	0.0	B	5.3
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	28.541	0.000	0.026	D	0.0	B	2.6
205	1,3-ジフェニルグアニジン	8.786	0.000	0.061	A	0.0	C	0.6
230	N-(1,3-ジメチルピリル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン	227.428	0.000	0.837	D	0.0	B	83.7
258	ヘキサメチレンテトラミン	1.330	0.000	0.030	記載なし	0.0	記載なし	0.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	37.165	0.000	0.195	B	0.0	A	195.3
438	メチルナフタレン	37.556	0.188	0.000	A	187.8	C	0.0
総合計		392.326	0.188	1.304		187.782		288.143

1: 取引量は1t以上を記載(ダイオキシン類を除く)ただし、ベンゼン等の特定第1種指定化学物質は0.5t以上を記載  
 2: 排出量=大気+公共用水域+土壌  
 3: 移動量=廃棄物+公共下水道

騒音、振動、臭気について

騒音

**新城工場** : 毎月工場敷地境界線の21地点について、新城市との環境保全協定を超えないように自主規制値を設定し、監視しています。

**新城南工場**: 毎月工場敷地境界線の8地点について、新城市との環境保全協定を超えないように自主規制値を設定し、監視しています。

臭気

**新城工場・新城南工場**: 年1回工場敷地境界線の4地点について、新城市との環境保全協定を超えないように自主規制値を設定し、監視しています。

安全健康な職場環境

以下のような取り組みを実施しています。

安全衛生への取り組み

- ・新城工場安全衛生委員会、南工場安全衛生委員会(各1回/月)
- ・協力業者安全衛生分科会・地協第1・2分科会、交通安全分科会(各分科会1回/月)

従業員の教育・訓練

- ・受入時安全衛生教育(随時入社時)、1対1教育(30分・回/3カ月・人)
- ・リスクアセスメント実践研修会(2回/月)、体感道場訓練(1回/半年・人)
- ・安全マン認定訓練(役付認定/2010年実施)、法的資格、各種技能講習開催(随時)

災害時の対応

新城工場・新城南工場それぞれで、下記訓練を実施しました。

- ・地震防災訓練を、各シフト1回/年実施。合計8回/年実施。  
 ※9月の訓練は新城消防本部と合同で訓練。



- ・油流出処置訓練を、各シフト1回/年実施。合計3回/年実施。

5月には、新城工場を新城市防災協力事業所として登録しました。これは、災害発生時に地域住民の方に人的・物的協力、避難所・施設の提供等を行うというものです。



## 人権・労働慣行

### 人権に関する取り組み

「コンプライアンス・カード」を配布し、従業員教育を実施しています。

### 障がい者雇用の推進

2010年と2011年で、計4人の障がい者を採用しています。

## 取引先との信頼関係

### 取引先とのコミュニケーション

CSRガイドライン説明会を実施し、お取引先相談窓口を設置しています。

## ステークホルダーコミュニケーション

### これまで寄せられた主な意見や苦情と対応内容

2010年4月24日工場に隣接する住民の方より、雨によって千年の杜植樹準備のグラウンドから土が土留めの柵を乗り越えて、敷地に転げ落ちたとの連絡をいただきました。

対策：土を転げ落ちないように低くし、わらで土を押さえました。また、お詫びと対策を報告いたしました。

### YOKOHAMA千年の杜プロジェクト

新城工場では、第2期新城工場植樹祭を地域の区長や、小中学生の皆さまなどをお招きして、5月22日に開催。参加者903人で6,111本を植樹しました。



新城南工場では、第2期新城南工場植樹祭を地域の区長や、小中学生の皆さまなどをお招きして、11月6日に開催。参加者510人で2,649本を植樹しました。



そのほか、地域の方々の要請で9,511本の苗木の無償提供と106人の植樹指導を実施しました。



### 地域とのコミュニケーション

工場周辺地区の区長工場見学・懇談会を6月30日に開催しました。

### 工場見学・説明会のご案内

工場見学や説明会は、随時受け付けています。

問い合わせ先：業務課

電話番号：0536-22-2251

FAX番号：0536-23-0353

アクセス：飯田線野田城駅から12分

